

## 海老名市公共工事共通事項書

海老名市発注工事に関する共通事項として、次のとおり定める。

### 1 総則

各工事の仕様等は、その工事の設計図書に添付されている施工条件明示書及び特記仕様書による。なお、これらに記載のない事項については以下のとおりとする。

#### (1) 土木工事

海老名市が発注する土木工事の施工に当たっては、海老名市土木工事共通仕様書及び海老名市土木工事施工管理基準書によるものとし、これらに記載のない事項については、神奈川県土木工事共通仕様書及び神奈川県土木施工管理基準書の例による。

ただし、下水道工事の施工に当たっては、これらのほか下水道土木工事必携（案）（公益社団法人日本下水道協会）の例による。

#### (2) 営繕工事及び住宅工事

海老名市が発注する営繕工事及び住宅工事の施工に当たっては、公共建築工事標準仕様書（建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編）、公共建築木造工事標準仕様書、建築物解体工事共通仕様書、建築工事監理指針、建築改修工事監理指針、機械設備工事監理指針及び電気設備工事監理指針（以上すべて、国土交通省大臣官房官庁営繕部）及び公共住宅建設工事共通仕様書（公共住宅事業者等連絡協議会）の例による。

### 2 建設業法等に基づく注意事項

#### (1) 標識の掲示

#### ア 建設業許可票の掲示

受注者は建設業法（昭和24年法律第100号）第40条の規定により、工事の期間中、現場ごとに公衆の見やすい場所に建設業許可票を掲示する。

#### イ 労災保険関係成立票の掲示

受注者は労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和17年労働省令第8号）第77条の規定により、工事の期間中、見やすい場所に労災保険関係成立票を掲示する。

#### ウ 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識の掲示

建設業退職金共済制度に加入した受注者は、下請負人と労働者の意識の向上を図るため、工事の期間中、現場事務所又は工事現場の出入口等の見やすい場所に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」を掲示し本制度の周知を図る。

また、証紙は請負工事ごとに購入し、その購入額は受注者及び下請負人を含めた建設業退職金共済制度の対象となる労働者の総人数に対応する額とするとともに、証紙の購入後速やかに掛金収納書を監督員に提出する。

ただし、建設業退職金共済制度以外の退職金制度に加入のため、証紙の購入を必要としない場合は、書面により監督員に報告する。

#### エ 施工体系図の掲示

建設業法第24条の8第4項及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の7の規定により、下請契約を締結した受注者は、施工体制台帳に基づき各下請負人の施工分担関係が一目でわかるように施工体系図を作成し、建設工事の目的物の引渡しをするまで、当該工事現場の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示する。

#### オ 再下請負人通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示

建設業法施行規則第14条の3の規定により、下請契約を締結した元請

負人は、請け負わせた下請負人に対し、再下請契約を締結する場合は再下請負通知を行わなければならない旨及び当該再下請負通知を提出すべき場所を通知するとともに、工事の期間中、該当事項を記載した書面又はデジタルサイネージを当該工事現場の見やすい場所に掲示する。

#### カ 再生資源利用計画の掲示

建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年10月25日建設省令第二十号）第7条第4項の規定により、対象となる工事の受注者は、工事の期間中、再生資源利用促進計画を記載した書面又はデジタルサイネージを当該工事現場の見やすい場所に掲示するとともに、併せてインターネット上に公表するよう努める。

#### キ 工事中表示板等の設置

工事現場周辺地域に対し工事情報を提供するため、公衆の見やすい場所に工事中表示板等を設置する。なお、土木一式工事の場合は、海老名市土木工事共通仕様書に従い設置する。

また、契約金額1,000万円以上の場合は、工事中表示板に契約金額を明示する。

※ 標識については、別紙「標識の掲示関係」のとおり。

### (2) 主任（監理）技術者の配置

建設業法第26条第1項の規定により、主任技術者を配置する。

ただし、一次下請契約の総額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の場合は、建設業法第26条第2項の規定により監理技術者を配置する。

また、主任（監理）技術者は、契約金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の場合は、建設業法第26条第3項の規定により専任で

配置する。

なお、工事請負契約約款第10条第2項の規定により、現場代理人は工事現場に常駐し適切な管理を行う。

### 3 適正な下請契約の締結等

- (1) 下請契約は、建設業法第19条の規定による書面により締結する。
- (2) 下請代金の設定については、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとし、明確な経費内訳による見積書をもって、双方の協議により適正な手順によって取り決める。なお、労務費等の見積りに当たっては、賃金等の単価に加えて必要な諸経費を適正に考慮する。
- (3) 下請契約を締結した場合は、当該下請負人が現場に着手する前に、施工体制台帳及びその添付資料である建設業法第19条の規定による書面の写し、施工体系図並びに作業員名簿を監督員に提出する。

なお、下請契約を行った場合は、下請負人が関係法令に違反しないよう指導に努める。

※ 下請負業者に当該工事を施工させる場合は、別紙「海老名市発注工事を下請負人に施工させる場合の留意事項」にも配慮する。

### 4 履行の報告

工事請負契約約款第11条の規定による契約の履行報告については、工事履行報告書により監督員へ報告する。

### 5 工事实績情報データベース「コリンズ（CORINS）」の登録

- (1) 契約金額（単価契約の場合は契約総額）が500万円以上である工事の受注者は、受注、変更、完成時にそれぞれ登録手続を行う。
- (2) 各登録手続は、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を

受けたうえ、受注時は工事契約締結日、変更時は変更が生じた日、完成時は工事完成届出日からそれぞれ市の休日を除き10日以内に行う。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

## 6 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）について

- (1) 建設リサイクル法第9条第1項の規定により、特定建設資材を用いた建築物等の解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等で一定規模以上の工事については、分別解体等を実施することが義務付けられていることからこれを順守する。
- (2) 建設リサイクル法第12条に基づく事前説明については、当該工事担当職員に対し、契約締結前までに書面を交付して説明を行う。
- (3) 工事請負契約に係る書面の記載事項は、建設リサイクル法第13条の規定により、分別解体等の方法、解体工事に要する費用及び再資源化等に要する費用や再資源化等をするための施設の名称及び所在地とし、再資源化等を完了したときは、建設リサイクル法第18条の規定により書面で監督員に報告するとともに、再生資源利用実施書等の再資源化実施状況に関する記録を作成する。

## 7 施工体制の点検

海老名市工事現場等における施工体制の点検要領（平成15年4月1日施行）の規定により、施工体制の点検を実施されたときは、これに協力する。

## 8 抜き打ち検査

海老名市抜き打ち検査実施要領（平成15年4月1日施行）の規定により、検査員による抜き打ち検査を実施されたときは、これに協力する。

## 9 納入仕様書（使用材料承諾願い）の省略

工事に使用する材料について、これまでの使用実績等により、その品質及び性能が確認されているものは、納入仕様書を省略することができる。

省略できる材料等については、契約締結後に行う「工事提出書類チェックリスト」の対象判定時に、監督員と協議し決定する。

## 10 電子納品

工事写真については、原則、電子にて納品する。また、その他の図書については電子での納品に努める。

## 11 現場代理人等の変更

現場代理人及び主任（監理）技術者は、次の場合を除き、変更することはない。

- ・死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合
- ・受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合
- ・工場から現地へ工事の現場が移行する場合
- ・工事工程上技術者の交代が合理的な場合

## 12 その他

この共通事項書に記載のない内容で不明なものについては、監督員の指示を受け対応する。

## 13 工事成績評価の実施と公表

工事成績評価は、工事成績評価要領（平成17年4月1日施行）の規定により、当初契約金額が500万円を超える工事について実施する。

また、工事評定結果は、完成時の評定について、検査結果として翌年度に取りまとめ公表する。

## 附則

この共通事項書は令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

《平成14年 4 月 25 日・制定》

《平成14年 5 月 23 日・一部改訂》

《平成15年 4 月 24 日・一部改訂》

《平成16年12月 22 日・一部改訂》

《平成17年 4 月 20 日・一部改訂》

《平成17年11月 1 日・一部改訂》

《平成19年 6 月 15 日・一部改訂》

《平成20年 7 月 11 日・一部改訂》

《平成21年 8 月 6 日・一部改訂》

《平成22年 9 月 28 日・一部改訂》

《平成28年 4 月 1 日・一部改訂》

《令和 5 年 4 月 1 日・一部改訂》

《令和 7 年 4 月 1 日・一部改正》